

裁 決 書

審査請求人 ●●●●

審査請求人が令和5年12月8日付けで提起した、青梅市教育委員会（以下「実施機関」という。）が同年10月18日付け青教指第●号で行った保有個人情報部分開示決定処分にかかる審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、令和6年7月26日付け青梅市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の答申（以下「答申書」という。）を受けて、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

事 案 の 概 要

- 1 令和5年10月4日、審査請求人は、実施機関に対し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第77条第1項の規定にもとづき、保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。
- 2 令和5年10月18日、実施機関は、本件開示請求にかかる対象情報として特定した文書である青梅市教育委員会いじめ問題対策委員会の議事録の一部に法第78条第1項第7号に該当する部分（以下「本件不開示部分」という。）があるとして本件不開示部分を不開示とし、その余の部分を開示する旨の保有個人情報部分開示決定処分（以下「本件処分」という。）をした。
- 3 実施機関は、保有個人情報開示決定通知書（令和5年10月18日付け青教指第●号）を、審査請求人に通知するとともに、保有個人情報の部分開示をした。
- 4 令和5年12月8日、審査請求人は、本件処分を不服とし、行政不服

審査法（平成２６年法律第６８号）第２条の規定にもとづき、本件審査請求をした。

- ５ 令和５年１２月２５日、実施機関は、本件審査請求について、法第１０５条の規定にもとづき、同日付け青教指第●号により、審査会に弁明書の写しを添えて諮問をした。
- ６ 令和５年１２月２８日、審査会は、上記５の諮問に添付された弁明書の写しについて、青梅市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成９年条例第３２号）第９条第１項の規定にもとづき、審査請求人に送付の上、同条例第６条第４項の規定にもとづき、弁明書に対する反論書（以下「反論書」という。）の提出を求めたが、提出期限までに提出はなかった。
- ７ 令和６年２月１９日、審査会は、審査請求人に対し、反論書の提出期限を再設定した上で提出を求めたが、当該提出期限までに提出はなかった。
- ８ 令和６年５月１日、審査会は、本件審査請求にかかる会議を開催し、審査請求人の申立てにもとづき口頭意見陳述の機会を付与したが、審査請求人は欠席した。

審査請求人の主張および実施機関の説明の要旨

本件審査請求に関する審査請求人の主張および実施機関の説明の要旨は、別添答申書における「４ 審査請求人の主張の要旨」および「５ 実施機関の説明の要旨」のとおりである。

裁 決 の 理 由

本件審査請求に関する実施機関の判断は、別添答申書における「１ 審査会の結論」および「６ 審査会の判断」と同様である。

よって、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第４５条第２項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和６年１０月２日

青梅市教育委員会

(教示)

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、青梅市を被告として（訴訟において青梅市を代表する者は青梅市教育委員会となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、青梅市を被告として（訴訟において青梅市を代表する者は青梅市教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 2 上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。